

四半期報告書廃止に伴う改正金商法政令・内閣府令案等、公表—金融庁

去る2023年12月8日、金融庁は、令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等を公表した。コメント期限は2024年1月9日。

2023年11月29日公布の改正金商法のうち、四半期報告書制度の廃止に関する規定の施行に伴い、開示府令、監査証明府令、財務諸表等規則をはじめとした所要の法令の整備を行うもの。

改正の概要

主な改正点は次のとおり。

- ・上場会社等が提出する半期報告書に関する規定の整備。
- ・2023年6月30日に公表されている重要な契約に関する開示府令改正案で示されている「企業・株主間のガバナンスに関する合意」および「企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意」の締結・変更について、臨時報告書の提出事由に追加(2022年12月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキ

ング・グループ報告(DWG報告)で、四半期報告書において、直近の有報の記載内容から重要な変更があった場合から開示が求められてきた事項については、臨時報告書の提出事由とすることが考えられるとされたことを踏まえ、改正を行うもの。

次の内閣府令を廃止し、財務諸表等規則および連結財務諸表規則において、従前の四半期財務諸表を第1種中間財務諸表、従前の中間財務諸表を第2種中間財務諸表として中間財務諸表の作成方法等を含め規定する。

- ・中間財務諸表等規則
- ・四半期財務諸表等規則
- ・中間連結財務諸表規則
- ・四半期連結財務諸表規則

なお、本改正案で用いている一部の名称は仮称であり、ASBJ等の議論の結果を踏まえ、変更される可能性がある。

また、財務諸表等規則等の改正案は、DWG報告(上場企

業の半期報告書については、現行と同様、第2四半期報告書と同程度の記載内容とする)に基づき作成されているが、第1種中間財務諸表等に適用される規定については、現在、審議中のASBJの基準案の内容を踏まえて修正される可能性がある。

適用日

2024年4月1日施行予定である。有報等の規定に関しては、施行日以後開始事業年度に係るものから適用され、臨時報告書の規定については2025年4月以後提出するものから適用される。

なお、四半期報告書は、施行日以後開始する四半期会計期間に係るものから提出が不要となるが、施行日前に開始する四半期会計期間に係るものについては提出が必要となる。

改正後の規定に基づく半期報告書は、施行日以後開始事業年度のものから提出が必要となる。ただし、施行日前に事業年度が開始し、かつ、施行日以後に第2四半期会計期間が開始する、12月、1月、2月期決算会社は、当該四半期会計期間が属する事業年度に係るものから、改正後の規定に基づく半期報告書を提出する必要がある。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
令和6年1月10日(水)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和5年12月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
本年最初の給与支給日の前日まで	② 給与所得者の扶養控除等申告書の提出	
令和6年1月31日(水)まで	③ 支払調書の提出、源泉徴収票の交付 ④ 給与支払報告書の市町村長への提出 ⑤ 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和5年11月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ⑥ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和5年10月期) 2カ月延長法人(令和5年9月期) ⑦ 消費税確定申告(1カ月ごと)(11月期) ⑧ 消費税確定申告(3カ月ごと)(2月、5月、8月、11月期) ⑨ 法人の中間申告(半期・5月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑩ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(11月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(2月、5月、8月期) ⑪ 固定資産税の償却資産に関する申告	⑤～⑩ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ⑦、⑧ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

サブリース取引の例外的な取扱い、議論

ASBJ、リース会計専門委

去る2023年12月6日、企業会計基準委員会は第139回リース会計専門委員会を開催した。

第138回（2023年12月20日号（No.1697）情報ダイジェスト参照）に引き続き、企業会計基準公開草案73号「リースに関する会計基準（案）」等に寄せられたコメントへの対応の方向性と個別事項について、審議が行われた。

サブリース取引の例外的な取扱いが提案されているが、適用対象は、中間的な貸手が一切のリスクを負わず、かつ、限定的な権利のみを有する取引に限定されている。すなわち、適用指針案88項で、(a)サブリースの借手からリース料の支払を受けない限り、ヘッドリースの貸手に対してリース料を支払う義務を負わない、(b)ヘッドリースの支払額は、サブリースで受け取る金額にあらからじめ定められた料率を乗じた金額である、(c)サブリースの契約

条件や借手が存在しない期間における原資産の使用方法を決定する権利を有さない、という3つの要件が定められている。これに対して、次のコメントが寄せられた。

- ① 中間的な貸手がヘッドリースに対してリスクを負わないサブリース取引（以下、「本取引」という）について、前記(c)の要件を満たすことを要しないことを定めるべき（他に、(c)の要件自体を削除するコメントも寄せられている）。
- ② 本取引の識別要件について明確化を図り、原則的な会計処理についてもガイダンスを定めるべき。
- ③ 本取引の例外処理に係る要件について、企業会計基準適用指針30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」の本人・代理人と同様の要件を判断の指標として定めるべき。

事務局はこれらのコメントに対して、分析の結果、公開草案

会計・監査・開示 ※来し方行く末

上場企業に対する規制等②―② 金融商品取引法（開示規制）(1)

公認会計士

市川 育義

開示規制の対象となる「有価証券」は、一般的にイメージされる。有価証券、よりも範囲が広いのが特徴であるといえる。これは、投資者保護の観点から、多様な投資商品に対する規制対象の範囲を拡大するため、「有価証券」には多くの投資商品が含まれるように規定されていることによるものである。

具体的には、株券、債券（国債、地方債、社債等）、投資信託の受益証券等により定義される伝統的な「有価証券」（金商法2①）だけでなく、「みなし有価証券」（金商法2②）を規定して、信託の受益権や持分会社の社員権のほか、根拠法にかかわらずファンドの持分などの一定の権利（集団投資スキーム持分）を規制対象に含めることとしている。

① 有価証券に表示されるべき権利

上場企業においては、2009年に導入された株券の電子化以降、株主の権利は証券保管振替機構（ほふり）と証券会社等の金融機関の口座で電子的に管理されている。

このため、株券不発行の場合における株主の権利（配当請求権、議決権等）のように、有価証券に表示されるべき権利については、金融商品取引法上、「有価証券表示権利」（金商法2②）として規定され、基本的に規制上は両者を「第1項有価証券」として同等に取り扱っている（金商法2③）。

② 「みなし有価証券」

金融商品取引法では、民法上の組合契約、商法上の匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約その他いかなる形式によるかを問わず、(a)他者から金銭などの出資・拠出を受け、(b)その財産を用いて事業・投資を行い、(c)当該事業・投資から生じる収益などを出資者に分配するしくみ（集団投資スキーム）に関する権利を、包括的に有価証券と位置づけている（出資者の全員が事業に關与しているものなどは除かれる）。

たとえば、出資・拠出を受けた金銭などを用いて商品投資を行うもの（いわゆる商品ファンド）、不動産信託受益権などへの投資を行うもの（いわゆる不動産ファンド）および各種の事業を行うもの（いわゆる事業型ファンド）などが、幅広く対象となる（金融庁「新しい金融商品取引法制について」より）。

③ 開示ルール適用の強弱

伝統的な「有価証券」と比べて、「みなし有価証券」に対しては、一部を除き、開示ルールを適用除外にするなど、限定的な規制となっている（金商法3①）。

たとえば、集団投資スキーム持分であっても、開示規制の対象は、そのうち主として有価証券投資を行う事業に係る権利（有価証券投資事業権利等）とされ（金商法3③）、さらに、所有者が500名以上の場合に適用することとされている（金商法2③③、同施行令1の7の2）。

また、これに類する信託受益権や合同会社の社員権等の権利などの場合も同様に取り扱われることとされている（金商法3③③）。

ただし、近年注目されているブロックチェーン等の技術を活用する、たとえば、集団投資スキーム持分等を一般投資家に移転可能とする「電子記録移転権利」については、有価証券と同様に、厳格な開示ルールを適用することとされている（金商法2③③）。

を変更しない考えを示した。

専門委員からは、「88項は不動産のパススルー型のリースを想定して作られていると思うが、要件に合致する場合は設備機器も対象になるのか」といつ

た意見が聞かれた。

事務局は、「要件に完全に合致するのであれば88項の適用が妨げられるものではない」と回答した。

する旨が示された。

そのうえで、①では現行の実務の債務者単位かつ期末時点での信用状況の判定を可能とすること、②では銀行が現在行っているリスク管理の取組みを踏まえること、③では貸借対照表価額に貸出金残高とし、償却原価法の適用や手数料の繰延べは、簡便な方法を採用（または現行実務を継続）すること、そのほか、債券への引当への配慮をすることの要望が示された。

(2) 第二地方銀行協会

地域金融機関のリスクテイク力や発生コスト等の観点から、可能な限り現行実務を許容することの要望が示された。

専門委員の意見

専門委員からは「地銀、第二地銀に導入するには一定の配慮が必要だと伝わった」との意見が聞かれた。

会 計 ステップ4に関して地銀・第二地銀の意見を聴取

ASBJ、金融商品専門委

去る2023年12月12日、企業会計基準委員会は第208回金融商品専門委員会を開催した。

金融資産の減損に関する会計基準の開発について、ステップ4（信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされていない金融機関に適用される会計基準の開発）について、第207回専門委員会（2023年12月10日号（No.1696）情報ダイジェスト参照）で、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関へ意見聴取するとされたことを受け、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会から、次の論点への意見が示された。

- ① 債権単位での信用リスクの著しい増大（SICR）の判定
- ② 複数シナリオの考慮を含め

た結果の確率加重
 ③ 実効金利法に関連する論点（金融商品の測定に関する論点を含む）

地銀協・第二地銀協の意見

(1) 全国地方銀行協会

地方銀行のこれまでの償却・引当に係る創意工夫や信用リスク管理高度化の取組みを踏まえ、費用対効果を検証のうえ、実務負担に配慮した検討を要望

会 計

ガイダンスの情報源等、検討

ASBJ

去る2023年12月11日、SBJは第27回サステナビリティ基準委員会を開催した。

第26回（2023年12月20日号（No.1697）情報ダイジェスト参照）に引き続き、IFR

SS1号、S2号に相当する日本基準の開発の審議が行われた。

審議された具体的な検討事項は主に次のとおり。

財務省法人企業統計調査

一令和5年7～9月期調査

この調査は、統計法に基づく基幹統計として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算計数を調査しているものです。以下は、令和5年12月1日に発表した令和5年7～9月期の調査結果の概要です。

回答法人数 22,920社 (18,927社)
回答率 70.4% (70.7%)
()書きは金融業、保険業を除いた数値です。

◆売上高(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに増収

売上高は、367兆7,350億円で、対前年同期増加率(以下、「増加率」という)は5.0%となりました。

業種別にみると、製造業は3.5%、非製造業は5.6%となりました。

◆経常利益(金融業、保険業を除く)

製造業は減益、非製造業は増益

経常利益は、23兆7,975億円で、増加率は20.1%となりました。

業種別にみると、製造業は▲0.9%、非製造業は40.0%となりました。

◆設備投資(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに増加

設備投資額は、12兆4,079億円で、増加率は3.4%となりました。

業種別にみると、製造業は5.5%、非製造業は2.2%となりました。

なお、ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は10兆8,517億円で、増加率は1.7%となりました。

対前年同期増加率の推移(金融業、保険業を除く)

(単位: %、億円)

区分	4.7-9	10-12	5.1-3	4-6	7-9		
売上高					(実額)		
	全産業	8.3	6.1	5.0	5.8	3,677,350	5.0
	製造業	12.1	9.2	2.3	7.6	1,115,050	3.5
非製造業	6.7	4.9	6.1	5.0	2,562,300	5.6	
経常利益					(実額)		
	全産業	18.3	△2.8	4.3	11.6	237,975	20.1
	製造業	35.4	△15.7	△15.7	0.4	95,462	△0.9
非製造業	5.6	5.2	17.2	19.0	142,513	40.0	
設備投資					(実額)		
	全産業	9.8	7.7	11.0	4.5	124,079	3.4
	製造業	(8.0)	(6.3)	(10.0)	(4.4)	(108,517)	(1.7)
非製造業	10.7	8.6	10.8	4.4	79,330	2.2	
	(8.8)	(6.7)	(9.6)	(4.6)	(68,196)	(△0.4)	

(注)設備投資の()書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。

「法人企業統計調査」は、統計法に基づく基幹統計に指定されており、調査の対象となった法人様には調査票を提出する義務がございますので、必ず提出期限までに財務省(財務局・財務事務所)への提出をお願いします。

なお、次回令和5年10～12月期の調査票の提出期限は令和6年2月13日、結果の公表は令和6年3月4日の予定です。

ガイドランスの情報源

日本版S1基準においてIFRS S1号の定めを日本基準特有の要件を追加したうえで取り入れる。

また、日本版S1基準において、IFRS S1号55項(a)のように何らかのガイドランスを「参照し、その適用可能性を考慮しなければならぬ」とする定めを取り入れるべきかどうか論点になるとして、次の3つの案を示し、案Bを事務局案とした。

(案A) IFRS S1号55項(a) (以下、「55項(a)」) というの ように何らかのガイドランスを「参照し、その適用可能性を考慮しなければならぬ」とする定めを取り入れることはしない。

(案B) 55項(a)のように何らかのガイドランスを「参照し、その適用可能性を考慮しなければならぬ」とする定めを取り入れるもの、特定の時点(たとえば、ASBJが日本版S1基準の公開草案を公表する日とすることが考えられる)で公表されている「SASBスタンダード」を「参照し、その適用可能性を考慮しな

ければならぬ」ガイドランスとする。

(案C) 55項(a)の定めをそのままの形で取り入れ、「SASBスタンダード」を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならぬ」ガイドランスとする。

委員からは、国際的な整合性や、改正の可能性があるSASBスタンダードを特定の時点のものとして限定していることから、案Bを支持する声が多かったものの、案A・案Cについてもそれぞれ賛意が聞かれたため、事務局は「意見が割れているので悩ましいが、いずれかに決めて公開草案を出していきたい」と回答した。

産業横断的指標等(気候関連のリスク及び機会並びに投下資本)

日本版S2基準においてIFRS S2号の定める4項目を取り入れるとともに、結論の背景において、具体的にどのような指標等が開示されるのかは、企業によって異なることになる

と考えられる旨を説明する。さらに、前記4項目の指標等の例を示して、補足文書を開発する。また、気候関連のリスクおよび機会ならびに投下資本に関する産業横断的指標等の開示については、IFRS S2号ではそれを要求する根拠が明示されておらず、TCFD提言を引き継ぐこと自体が目的であるようにも見受けられ、わが国の関係者の間でも賛否両論が聞かれている。そこで、事務局は次の2案を検討したが、わが国ではTCFDに賛同する企業が多く、TCFD提言に基づく開示を行う企業が増えていることや、国際的な整合性の観点から、案Bを事務局案とすることとした。

(案A) TCFD提言を引き継ぐ以外の理由がないことから、これらの定めを日本版S2基準に取り入れられない。

(案B) IFRS S2号と同様にこれらの定めを取り入れる。委員からは、案Bに対する賛意が聞かれたものの、どちらか判断しかねている委員も多くみられたため、事務局は「次回に持ち越す」と回答した

法人企業景気予測調査 (内閣府・財務省) 令和5年10-12月期調査

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金(以下、「資本金」といいます)1千万円以上の法人(ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上)を対象としています。以下は、令和5年10-12月期調査結果の概要です。

対象企業数 14,289社
回答企業数 11,033社
回収率 77.2%

景況	貴社の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比) (単位: %ポイント)				
	令和5年7~9月 前回調査	令和5年10~12月 現状判断	令和6年1~3月 見通し	令和6年4~6月 見通し	
●貴社の景況 令和5年10~12月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業でみると、大企業は4.8%ポイントとなり、令和5年4~6月期以降3期連続の「上昇」超となっています。続いて、中堅企業も「上昇」超となりましたが、中小企業は「下降」超となっています。先行きを全産業でみると、大企業・中堅企業は引き続き令和6年1~3月期も「上昇」超で推移する見通しとなっています。中小企業は引き続き令和6年1~3月期も「下降」超となる見通しとなっています。	全産業	5.8	4.8	3.2	1.5
	大企業	5.4	5.7	1.3	3.0
	製造業	5.4	5.7	1.3	3.0
●国内の景況 令和5年10~12月期の「国内の景況判断」BSIを全産業でみると、大企業は7.4%ポイントとなり、令和5年4~6月期以降3期連続の「上昇」超、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。先行きを全産業でみると、大企業、中堅企業は「上昇」超で推移する見通しとなっています。中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。	非製造業	6.0	4.4	4.1	0.8
●国内の景況 令和5年10~12月期の「国内の景況判断」BSIを全産業でみると、大企業は7.4%ポイントとなり、令和5年4~6月期以降3期連続の「上昇」超、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。先行きを全産業でみると、大企業、中堅企業は「上昇」超で推移する見通しとなっています。中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。	全産業	6.1	6.8	4.0	3.9
	中堅企業	2.5	4.4	2.4	6.3
	製造業	2.5	4.4	2.4	6.3
●国内の景況 令和5年10~12月期の「国内の景況判断」BSIを全産業でみると、大企業は7.4%ポイントとなり、令和5年4~6月期以降3期連続の「上昇」超、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。先行きを全産業でみると、大企業、中堅企業は「上昇」超で推移する見通しとなっています。中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。	非製造業	7.1	7.5	4.4	3.3
	中小企業	▲5.5	▲3.7	▲7.8	▲2.8
	製造業	▲13.8	▲10.1	▲8.5	▲3.4
●国内の景況 令和5年10~12月期の「国内の景況判断」BSIを全産業でみると、大企業は7.4%ポイントとなり、令和5年4~6月期以降3期連続の「上昇」超、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。先行きを全産業でみると、大企業、中堅企業は「上昇」超で推移する見通しとなっています。中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。	非製造業	▲4.0	▲2.5	▲7.7	▲2.7
	国内の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比) (単位: %ポイント)	令和5年7~9月 前回調査	令和5年10~12月 現状判断	令和6年1~3月 見通し	令和6年4~6月 見通し
	大企業	13.3	7.4	4.2	3.7
●国内の景況 令和5年10~12月期の「国内の景況判断」BSIを全産業でみると、大企業は7.4%ポイントとなり、令和5年4~6月期以降3期連続の「上昇」超、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。先行きを全産業でみると、大企業、中堅企業は「上昇」超で推移する見通しとなっています。中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。	全産業	10.8	5.0	2.6	2.8
	中堅企業	14.5	8.5	4.9	4.2
	製造業	14.5	8.5	4.9	4.2
●国内の景況 令和5年10~12月期の「国内の景況判断」BSIを全産業でみると、大企業は7.4%ポイントとなり、令和5年4~6月期以降3期連続の「上昇」超、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。先行きを全産業でみると、大企業、中堅企業は「上昇」超で推移する見通しとなっています。中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。	非製造業	10.9	5.2	0.8	3.2
	中小企業	9.7	4.2	▲0.8	3.1
	製造業	9.7	4.2	▲0.8	3.1
●国内の景況 令和5年10~12月期の「国内の景況判断」BSIを全産業でみると、大企業は7.4%ポイントとなり、令和5年4~6月期以降3期連続の「上昇」超、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。先行きを全産業でみると、大企業、中堅企業は「上昇」超で推移する見通しとなっています。中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。	非製造業	11.3	5.4	1.3	3.3
	全産業	0.5	▲5.8	▲11.2	▲6.8
	製造業	▲13.1	▲12.4	▲12.1	▲9.6
●国内の景況 令和5年10~12月期の「国内の景況判断」BSIを全産業でみると、大企業は7.4%ポイントとなり、令和5年4~6月期以降3期連続の「上昇」超、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。先行きを全産業でみると、大企業、中堅企業は「上昇」超で推移する見通しとなっています。中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。	非製造業	3.1	▲4.5	▲11.0	▲6.3

(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2023年12月1日	「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正(案)	金融庁	新規公開時に提出される有価証券届出書および第三者割当の方法による募集または売出しに係る届出書における個人情報の記載の見直しを行うもの。コメント期限は2024年1月9日。 https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20231201/20231201.html	—
2023年12月6日	令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案	金融庁	2023年11月29日公布の金商法改正に伴い、金融経済教育推進機構の設立に係る規定の整備と投資法人の計算関係書類に関する規定の整備を行うもの。コメント期限は2024年1月5日。 https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20231206/20231206.html	—
2023年12月7日	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等	金融庁	ASBJによる実務対応報告45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」等の公表を受け、財務諸表等規則等について所要の改正を行うもの。コメント期限は2024年1月9日。 https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20231207/20231207.html	—

金融
雇用統計で修正を迫られる市場

米労働省が公表した11月の雇用統計によると、非農業部門の就業者数は前月比で19万9、000人増加、失業率は3.7%で前月より0.2%ポイント低下、平均時給は34・10ドルで、前月比・前年同月比どちらにおいても増加している。就業者数は、市場予測の18万人を上回る水準、かつ、失業率の前月比低下から、利下げを期待する市場には支援材料とはならなかった。

あえて景気にマイナスのデータを探すとすれば、経済的理由によりパートタイムで働く人の数が、昨年11月には360万人近くだったが、今年は9月以降、約400万人で推移している。これは、将来の雇用機会の減少や失業率の上昇といった潜在的なリスクを示唆しており、中長期的には雇用悪化の懸念材料となり得る。市場では、12月上旬に米国長期金利の低下、ドル円市場で141円台まで円高が進んだ1つの材料に、米連邦準備制度理事会(FRB)のウォーラ

リー理事が「あと数カ月いたウォーラ理事が「あと数カ月ディスプレイフレが続いてインフレ率の低下が確信できれば、景気回復に関係なく政策金利を引き下げ始めることができる」と述べたことは、金融政策の利下げが早まる思惑を生んだ。

その結果、12月1日にパウエルFRB議長の「FRBは必要に応じて政策をさらに引き締める準備ができています」との発言にもかかわらず、その後の質疑応答で「政策運営を慎重にする」との発言や、目先の景気減速について触れた箇所を金融緩和に積極的と解釈したかったようだ。しかし、今回の11月の雇用統計の数字は、そうした市場の利下げに対する思惑に冷や水を浴びせる内容となった。再度、経済の強い数字を見直さざるを得ず、米10年債利回りも4.10%を割り込む寸前で反転上昇した。

以上のように、市場は当面、雇用統計、CPI/PCEといった物価動向を中心にした経済統計と要人発言に対して神経質な相場展開となりそうだ。

証券
日本株式市場の海外投資家依存

2023年最後の月、師走の株式市場では今年の総決算と同時に、来たるべき新年がどのような年となるか、いろいろな予想、シナリオが飛び交う。もちろん、通常は新年が明るい年、株価の回復・上昇の年となることを期待する声が多い。

2023年は日本の株式市場にとつて大方の予想を上回る明るい年となった。4月から突如として株価は上昇スピードを速め、平均株価は3カ月間で約20%上昇となった。その原動力となったのが海外投資家である。欧米の機関投資家は株価の先行した米国株に比べ、日本株の評価が低いことに気づき、日本株への投資意欲を高めた。

過大評価は慎まなければならないが、4月にアメリカのカリスマ投資家バフェット氏が来日し、日本株、特に総合商社株への積極投資を表明したことが、他の海外投資家、さらには日本の投資家に対して日本株投資を強く鼓舞したといえよう。

海外投資家の日本株買いは8月頃から減少に転じ、株価も弱含みとなってきた。皮肉にも国内投資家は入れ替わるように7、8月頃から株買いを増やしてきたが、株価の勢いを支えることはできなかった。

10月から海外投資家は日本株買いを復活させてきた。すると日本株価も立ち直りの兆しをみせ始めた。そして、日経平均は11月には3万3、000円台を回復、次第に新年への期待が高まる展開となっている。

このように2023年は日本の株式市場・株価は海外投資家次第であることを痛感させられた年でもあった。そのため、新年の株式市場が明るい年となるかどうかは、海外投資家次第という結論になりかねないが、それではあまりにも情けない。2023年夏、海外投資家の動きに刺激されて、個人投資家にも動意がみられた。新年から、政府はNISA(少額投資非課税制度)を大幅に拡充する。これによって、個人投資家の株式投資が増え、日本株の海外依存が低下することを期待したい。